

国家戦略特区における規制緩和の提案の成果

令和8年9月定例会
9月10日総務常任委員会資料

全国措置 地方公共団体から空港会社への職員派遣に係る特例

措置前

公益的法人等については、派遣法（※）に基づく地方公共団体の職員の派遣が認められているが、成田国際空港株式会社には派遣が認められていない。

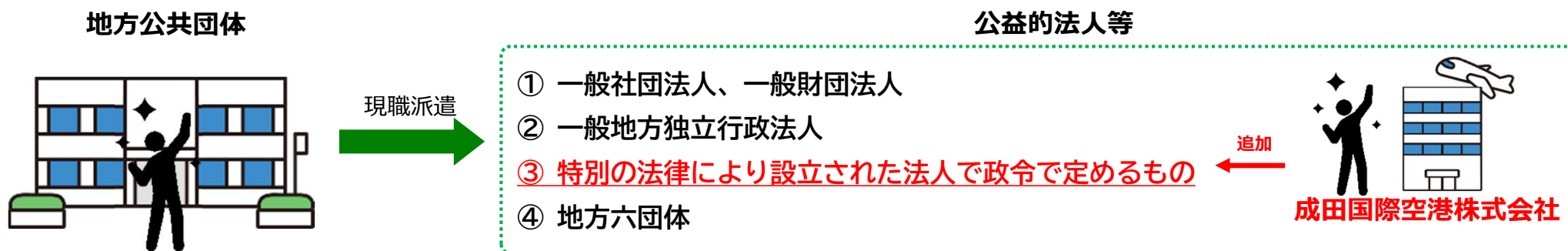
（※）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

措置

派遣法に基づき、地方公共団体の職員を派遣できる法人として、成田国際空港株式会社を追加する。
（施行日：令和9年4月1日）

措置の概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）に規定する派遣対象法人に「成田国際空港株式会社」を追加する。



<参考> 派遣期間中の身分取扱等

- ・身分：地方公務員及び法人職員の両方の身分を保持
- ・期間：3年以内（5年まで延長可）
- ・業務：派遣先法人の業務に従事
- ・給与：派遣先法人が原則負担
- ・保険：共済組合

効果

- ☑ 官民連携の促進により、空港と地域が一体となったまちづくり・地域活性化を推進
- ☑ 空港会社での実務経験を通じ、自治体職員の政策推進能力の向上、専門的知識や技術の習得